

無線インターネット契約約款 新旧対照表

旧			新		
第3条（用語の定義） 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。			第3条（用語の定義） 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		
用語	用語の意味		用語	用語の意味	
(略)			(略)		
			ブロードバンドユニバーサルサービス料	一般社団法人電気通信事業者協会が、法に定める第二号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)に基づき算出する額に従い当社が定める料金	
当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん		当社グループ	株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん	
第24条(料金等) 料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、工事費用、手数料などを当社に支払うものとします。なお、加入者は、当社が料金等の収納業務を収納代行会社に委託する場合があることを承諾するものとします。			第24条(料金等) 料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、 <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u> 、工事費用、手数料などを当社に支払うものとします。なお、加入者は、当社が料金等の収納業務を収納代行会社に委託する場合があることを承諾するものとします。		
付 則 本約款は、2026年 <u>1月1日</u> より施行します。			付 則 本約款は、2026年 <u>3月1日</u> より施行します。		
別表 無線インターネット接続サービス料金表 ※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。			別表 無線インターネット接続サービス料金表 ※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。		
(表1)無線インターネット接続サービスの種類			(表1)無線インターネット接続サービスの種類		
サービス種類	月額利用料	備考	サービス種類	月額利用料	備考
KCN Air	3,190円	メールアドレス1つ付与 ホームページ容量50MB付与	KCN Air	3,190円	メールアドレス1つ付与 ホームページ容量50MB付与
(別途確認事項にその他の定めがある場合は、その確認事項の定めによります。)			※本サービスは、月額利用料に加え、1契約につき別途ブロードバンドユニバーサルサービス料が必要です。なお、当該料金については、当社ホームページへの掲載により周知します。 ※別途確認事項にその他の定めがある場合は、その確認事項の定めによります。		